

★ 高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分（自己負担限度額）があとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

手続きは加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

★ 限度額適用認定証

限度額適用認定証を御利用になると、窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をお願いします。手続きは、加入している保険により異なります。詳細は加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

★ 無料低額診療事業

生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を受けることができます。

詳細につきましては、それぞれの事業所に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
三島共立病院	三島市八反畑 120-7	055-973-0882
聖隷沼津病院	沼津市本字松下七反田 902-6	055-952-1000
賛育会東海診療所 ※休止中	御前崎市池新田 4090-1	0537-86-2190
農協共済中伊豆 リハビリテーションセンター	伊豆市冷川 1523-108	0558-83-2111
伊東市民病院	伊東市岡 196-1	0557-37-2626
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿 1-1-1	054-285-6171
静岡田町診療所	静岡市葵区田町 5-90	054-253-9101
浜松佐藤町診療所	浜松市中央区佐藤 1-22-22	053-465-0210
生協きたはま診療所	浜松市浜名区高畑 18	053-584-1550
天竜厚生会診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 221	053-583-1181
天竜厚生会第二診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 216-3	053-583-0022

➤ **緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。**

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護についての情報提供を行います。女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

【窓口】市町、配偶者暴力相談支援センター（県、富士市、静岡市、浜松市）県健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）

➤ **再被害防止のためには、以下のような制度があります。**

★ **保護命令（※令和6年4月1日以降の内容となります）**

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令（1年間）、退去命令（原則2か月）、電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

※ 接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※ 退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から原則2か月間退去することを命じるもの。例外として、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合には、6か月間とする。

※ 電話等禁止命令：接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、被害者への面会要求や無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、性的羞恥心を害する事項の告知、位置情報の無承諾取得を禁止するもの。同居する未成年の子どもに対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、電話等禁止命令も申し立てることができる。

【窓口】警察署、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

★ **住民票の写しの交付等の制限**

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探される可能性がある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申し出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

【窓口】市町

被害 類型	<b>(7) 虐待された子どもへの対応</b>
特 徴	<p>児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うことを言います。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。虐待を受けた子どもは、将来本人が親になった時に自分の子どもに虐待してしまうこともあります。</p> <p>児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。</p>
対 応 上 の 注 意 点	<p>➤ <b>児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）</b></p> <p>たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。</p> <p>なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。（児童虐待の防止等に関する法律第7条）</p> <p><b>ア 子ども自身から告白、相談があった場合</b></p> <p>できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。</p> <p>子どもの訴えに意見したり評価したりせずに聴いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。</p> <p>被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。</p> <p>【窓口】児童相談所、市町児童福祉主管課（こども家庭センター等）</p>